

鳥取県域公営企業会計システム共同化及び運用保守業務公募型プロポーザル審査要領

第1章 総則

(目的)

第1条 本要領は、鳥取県域公営企業会計システム共同化及び運用保守業務(以下「本業務」という。)に係る公募型プロポーザルの実施に当たり、提出された業務提案書等の審査方法、評価基準及び優先交渉権者の選定について必要な事項を定めるものとする。

(審査の基本方針)

第2条 審査は、公営企業会計という基幹業務の特性を踏まえ、価格のみならず、技術力、実施体制、導入体制、運用・保守体制、法改正対応力等を総合的に評価し、最も適切かつ確実に業務を履行できる事業者を選定することを基本方針とする。

第2章 審査体制

(選定委員会)

第3条 本プロポーザルの審査は、鳥取県域公営企業会計システム共同化及び運用保守業務公募型プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)において行う。

- 2 委員会は、本事業に参加する鳥取県公営企業システム共同化協議会会員で構成し、すべての委員が一次審査員を務める。
- 3 二次審査を行う委員は、協議会委員の互選により定める。
- 4 委員会の委員は、審査の公平性及び中立性を確保するため、提案者と利害関係を有しない者とする。

第3章 審査方法

(審査区分)

第4条 審査は、一次審査(書類審査)及び二次審査(書類審査並びにプレゼンテーション審査)により行う。

(一次審査)

第5条 一次審査は、提出された業務提案書等の書類に基づき行う。

- 2 提案内容が著しく不十分であると認められる場合は、二次審査の対象としない。

(二次審査)

第6条 二次審査は、業務提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき行う。

- 2 プレゼンテーションにおいて説明できる内容は、業務提案書等に記載された内容に限るものとする。

第4章 評価方法及び配点

(評価項目及び配点)

第7条 評価は、技術点及び価格点により行うものとし、配点は次のとおりとする。

区分	配点
技術点	500点
価格点	200点
合計	700点

(技術点の評価項目)

第8条 技術点の評価項目及び配点は、下表のとおりとする。

区分	評価項目	内容	配点
一次審査	会社の評価（実績等）	信頼性、導入実績、共同化実績	20点
	システム機能評価	視認性、操作性、帳票出力、データ抽出、その他機能全般	160点
	セキュリティ対策、サポート体制等の評価	情報セキュリティ、障害対応、保守体制、移行手法、研修体制	70点
小計			250点
二次審査	独自提案	業務改善、有用性など	50点
	要求機能に対する対応状況	対応状況、機能充実度、妥当性など	60点
	共同化メリット	構築方法、価格の設定方法など	60点
	長期的サポート	パフォーマンス維持、法改正対応、更新時対応など	60点
	プレゼンテーション	方針、姿勢、理解度	20点
小計			250点
合計			500点

(提案価格の算定)

第9条 価格評価に用いる提案価格は、次の各号に定める方法により算出するものとする。

- (1) ベンダーが提案システムについて、オプション機能又はカスタマイズ機能の追加を希望しない場合は、当該ベンダーが提示する提案見積額を提案価格とする。
 - (2) ベンダーが提案システムについて、オプション機能又はカスタマイズ機能の追加を希望する場合は、前号の提案見積額に、当該オプション機能又はカスタマイズ機能に係る費用を加算した額を提案価格とする。
 - (3) 追加するオプション機能又はカスタマイズ機能を複数の団体で共同して利用する場合における加算額の算出方法については、「公営企業会計システム共同化プロポーザル実施要領」2(7)オの規定によるものとする。
- 2 オプション機能及びカスタマイズ機能に係る費用が提示されない場合は、当該提案の価格点は0点とする。

(価格点の算定方法)

第10条 価格点は、事業体ごとに次の算定式により算出する。

$$\text{価格点} = \text{配点 (200点)} \times (\text{最低提案価格 (5年総額)} \div \text{当該提案価格 (5年総額)})$$

- 2 前項の規定にかかわらず、「デジタル活用推進事業債」を活用する場合の導入費に係る価格点は、次の各号に定めるところにより算出する。
 - (1) 価格点対象費用は、次の算定式により算出する。

価格点対象費用

$$\begin{aligned} &= \text{導入費における当該提案価格} \times 0.55 \\ &+ \text{保守・運用費における当該提案価格} \end{aligned}$$

(2) 価格点は、次の算定式により算出する。

価格点

$$\begin{aligned} &= \text{配点 (200 点)} \times \\ &\quad (\text{前号の算定式により算出した価格点対象費用の最低額 (5 年総額)}) \\ &\quad \div \text{当該価格点対象費用 (5 年総額)} \end{aligned}$$

3 価格点の算定に用いる提案価格は、消費税及び地方消費税を含む金額とする。

(総合得点)

第 11 条 総合得点は、次の各号に掲げる得点の合計により算出する。

(1) 一次審査点

一次審査員による採点の平均点とする。

(2) 二次審査点

二次審査員による採点の平均点とする。

(3) 価格評価点

前条の規定により算出した各事業体の価格点の平均点とする。

(4) 総合得点

一次審査点 + 二次審査点 + 価格評価点

2 前項各号の算定において小数点以下の端数が生じた場合は、一次審査点、二次審査点及び価格評価点の各項目ごとに切り上げ、整数値とする。

(最低基準点)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する者は、選定対象外とする。

(1) 技術点が技術点満点 (500 点) の 60% に満たない者

(2) 技術点及び価格点の合計が、配点合計 (700 点) の 50% に満たない者

第 5 章 優先交渉権者の選定

(選定方法)

第 13 条 委員会は、前章の評価結果に基づき、総合得点の高い順に順位を決定する。

2 総合得点が最も高い者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点者として選定する。

3 総合得点が同点の場合は、技術点の高い者を上位とする。

(選定の見送り)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、優先交渉権者の選定を見送るものとする。

(1) すべての提案者が最低基準点を満たさない場合

(2) すべての提案内容が業務目的を達成できないと委員会が判断した場合

第 6 章 その他

(審査の非公開)

第 15 条 審査は非公開とし、審査の経過、採点内容及び委員個別の評価については公表しない。

(異議申立て)

第 16 条 審査結果に関する異議申立ては受け付けないものとする。ただし、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定による審査請求を妨げるものではない。

(要領の変更)

第 17 条 やむを得ない事情により本要領を変更する場合は、参加者に対し適切な方法により周知する。

附則

この要領は、令和 8 年 3 月 2 5 日から施行する。